

人事行政の運営等の状況の公表

行田市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

令和2年度における職員の採用の状況は下表のとおりです。

一般事務職	保健師	保育士	管理栄養士	消防職	教育職 (指導主事)	計
3人	1人	1人	1人	4人	1人	11人

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者のうちあらためて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

なお、令和2年度における再任用職員の採用の状況は下表のとおりです。

フルタイム勤務職員		短時間勤務職員		計	
新規	更新	新規	更新	新規	更新
0人	0人	7人	4人	7人	4人

(3) 職位別任用状況

令和2年度における主幹相当職以上(管理職)への昇任者数は下表のとおりです。

	部長相当	部次長相当	課長相当	主幹相当	計
昇任	2人	8人	7人	8人	25人

(4) 職員の退職の状況

令和2年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他 (死亡、免職、任期付、復帰等)	計
11人	0人	9人	5人	25人

(5) 人口1万人当たりの職員数(令和3年4月1日現在)

行田市	67.7人	県内市平均	77.6人
-----	-------	-------	-------

(注) 県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は50.7人、最も多い市は116.6人となっており、行田市は最少市から数え24番目に位置しています。

(6) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年 増減数
	R2	R3	
一般行政部門	344 人	346 人	2 人
特別行政部門(教育・消防)	160 人	156 人	△4 人
普通会計計	504 人	502 人	△2 人
公営企業等会計部門 (水道・下水道・その他)	42 人	41 人	△1 人
合 計	546 人	543 人	△3 人

2. 職員の人事評価の状況

人事評価の状況 (R2. 4. 1~R3. 3. 31)

評価期間	4月1日から12月31日 (能力考課) 4月1日から翌年3月31日 (実績考課)
被考課者	再任用職員・会計年度任用職員・非常勤職員を除く全職員
考課者	被考課者ごとに考課者を定める
評価区分	実績及び能力考課について評価する
活用方法	職員の処遇、人材育成等

(参考) 考課者一覧

区 分	第一次考課者	第二次考課者	調整者
管理職員(部長級)	本人	副市長	—
管理職員(次長・課長級)	本人	部長	副市長 総務部長
一般職員(主幹級以下)	本人	課長	総務部長 人事課長

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (2年度末)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
	人	A 千円		B 千円	B/A %
2年度	79,910	34,560,410	1,485,013	4,790,185	13.9

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	人 (491) 526	千円 1,990,930	千円 465,801	千円 893,606	千円 3,350,337	千円 6,369

(注)職員数及び給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業等の特別会計にかかるものは含みません。また、職員手当には退職手当を含みません。なお、() は再任用職員及び会計年度任用職員のうち、短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	行田市	埼玉県	行田市	埼玉県
平均給料月額	317,164円	323,193円	355,433円	346,502円
平均給与月額	382,958円	416,705円	385,371円	402,282円
平均年齢	40.9歳	42.3歳	56.5歳	55.9歳

(注)一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さないすべての職員をいいます。

平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		行田市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	188,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円	150,600円

(5) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額状況(令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一 般	大学卒	275,871 円	—	346,200 円
行政職	高校卒	—	—	325,500 円

※経験年数とは、採用後の年数をいうものです。

(6) 行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	主 任	主 査	主 幹	課 長 副参事	次 長	部 長 参 事	
職員数	34 人	126 人	143 人	83 人	79 人	50 人	16 人	10 人	541 人
構成比	6.3%	23.3%	26.5%	15.3%	14.6%	9.2%	3.0%	1.8%	100.0%

(注)市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、労務職員を含みません。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	行田市			国
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	同 左
	6 月期	1.275 月分(0.725 月分)	0.95 月分(0.45 月分)	
	12 月期	1.275 月分(0.725 月分)	0.95 月分(0.45 月分)	
	合計	2.55 月分(1.45 月分)	1.9 月分(0.9 月分)	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有	
退職手当 (支給率)	退職事由	自己都合	定年退職	
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
	定年前早期退職特例措置		2~20%加算	3~45%加算

(注)国の定年前早期退職特例措置において、定年前1年以内の者については2%の加算となります。なお、()は再任用職員に係る支給割合です。

(8) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当
議長	482,000 円	6 月期 1.95 月分
副議長	429,000 円	12 月期 2.10 月分
議員	407,000 円	計 4.05 月分
市長	466,500 円	6 月期 2.05 月分
副市長	780,000 円	12 月期 2.20 月分
教育長	702,000 円	計 4.25 月分

(注)市長の給料については、行田市長の給与の特例に関する条例により令和元年10月1日から100分の50に相当する額を減額しています。

区 分	退職手当算定方法	支給時期
市長	給料月額×在職月数×40/100	任期毎
副市長	給料月額×在職月数×30/100	任期毎
教育長	給料月額×在職月数×30/100	任期毎

(9) ラスパイレス指数の推移

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
98.9	99.1	98.5	99.5	99.1	99.1

(注) ラスパイレス指数とは、学歴別、経験年数別の平均給料月額を、国を100として比較したものです。

(10) 時間外勤務手当の状況

時間外勤務手当	令和2年度	支給総額	60,002千円
		職員一人当たりの支給年額	153千円

(注) 支給総額には、選挙及び災害対策等に係る手当を含みます。

なお、職員1人あたりの支給年額を算出する際の職員数は、令和2年4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員及び育児休業等で年間を通して勤務実績のない職員を除く）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職)

	令和元年	令和2年	対前年増減
平均取得日数	8.4日	8.2日	△0.2日

(注) 期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3) 病気休暇、介護休暇及び組合休暇の取得状況

令和2年度における病気休暇、介護休暇及び組合休暇の取得状況は下表のとおりです。

病気休暇	介護休暇	組合休暇
28人	1人	0人

(4) 育児休業等の取得状況

令和2年度における育児休業等の取得状況は下表のとおりです。

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		育児短時間勤務		部分休業	
		うち 新規		うち 新規		うち 新規
取得者合計	16人	9人	0人	0人	11人	5人
うち女性	15人	8人	0人	0人	11人	5人
男性	1人	1人	0人	0人	0人	0人

※上記以外の休業制度はありません。

(5) 時間外勤務の状況

令和2年度における時間外勤務の状況は下表のとおりです。

第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)	年間総時間数
8,808時間	4,623時間	5,362時間	7,673時間	26,466時間

(注) 職員1人あたりの月平均時間外勤務時間数は5.6時間です。

なお、職員1人あたりの月平均時間外勤務時間数を算出する際の職員数は、令和2年4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員及び育児休業等で年間を通して勤務実績のない職員を除く）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和2年度における分限処分の状況は下表のとおりです。

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	7人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃等により過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

令和2年度における懲戒処分はありません。

6. 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業等の従事制限（同法第38条）など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。令和2年度における承認件数は下表のとおりです。

職務専念義務免除の内容	承認件数	摘要
研修を受ける場合	7件	退職者研修会
厚生事業に参加する場合	27件	人間ドック
その他	55件	国勢調査等

(3) 営利企業等従事の許可状況

令和2年度における営利企業等従事の許可状況は下表のとおりです。

(単位：件)

営利企業等従事の内容	許可件数	摘要
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねる場合	0	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	56	大学非常勤講師 学習指導員 国勢調査指導員

7. 職員の退職管理の状況

令和2年度における定年退職者（課長級以上）の再就職の状況は下表のとおりです。

職位	退職者数	再就職者数	再就職先	
			再任用	その他（外郭団体等）
部長級	4人	4人	4人	0人
次長級	2人	2人	2人	0人
課長級	1人	1人	1人	0人
計	7人	7人	7人	0人

8.職員の研修の状況

少子・高齢化や高度情報化などの進展に伴い、住民ニーズも複雑・多様化しています。こうした時代の変化に的確に対応していくために、職員がその個性と能力を発揮できるよう、各種研修を実施しています。

令和2年度における実施状況は下表のとおりです。(延べ研修人数242人)

研修区分	研修内容・派遣先等 (カッコ内は修了者数)
一般研修 (市単独)	・新規採用職員研修 (12人)
一般研修 (四市共同) (行田・加須・羽生・鴻巣)	・初級職員研修 (16人) ・法制執務研修 (8人) ・監督者研修 (6人)
特別研修	・人権問題研修会 (51人) ・職員活躍推進研修 (61人) ・税務課 (市民税担当) 業務研修 (10人)
自己啓発促進	・通信教育講座 (6人) ・自主研究グループ (10人)
派遣研修	・自治大学校 (1人) ・市町村アカデミー (6人) ・階層別選択研修 (20人) ・階層別基本研修 (29人) ・特別研修 (5人) ・各種研修会 (1人)

9.職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、定期健康診断を実施しているほか、職員のための互助組織として「職員厚生会」を組織し、職員の健康増進事業や人間ドッグ費用の助成などを実施しています。

令和2年度における健康診断の状況は下表のとおりです。

区分	受診者	受診率
定期健康診断	502人	91.3%
胃がん検診	106人	19.3%
大腸がん検診	479人	87.1%

(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、令和2年度は677,900千円の負担金を支出しました。

この他、令和2年度は、職員厚生会への補助金とし、1,000千円支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和2年度の公務災害又は通勤災害の認定状況は下表のとおりです。

区 分	人数
公務災害	1人
通勤災害	0人

10. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は下表のとおりです。

前年度からの 継続件数	2年度 要求件数	完結件数	翌年度 継続件数
0件	0件	0件	0件

11. 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和2年度の不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。